

議員提案第36号

自主避難者に対する住宅支援等についての意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成29年3月22日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡 辺 仁

小 山 進

渡 辺 均

古 泉 幸 一

吉 田 孝 志

皆 川 英 二

五 十 嵐 完 二

野 本 孝 子

南 ま ゆ み

山 際 務

串 田 修 平

自主避難者に対する住宅支援等についての意見書

東日本大震災に伴う福島原発事故から6年がたちました。しかし、区域外避難者（いわゆる「自主避難者」）への住宅借り上げ制度が今月末で打ち切れようとしているのを前にして、多くの世帯が不安の中にいます。

この打ち切り後には福島県による新たな支援制度が始まりますが、これまで支援の対象となっていた約半数の世帯がその対象から外れると見込まれています。また、新たな制度も2年間で打ち切れ、補助額も十分ではありません。

新潟県は独自の支援策として、福島県の家賃補助に上乘せする形で小・中学生のいる世帯への民間賃貸住宅の家賃支援を打ち出すとともに、不動産業者等に対し、避難者が借り上げ住宅から自己契約に切りかえて引き続き入居する際に敷金を新たに請求しないよう要請するなど、積極的な支援姿勢を明確にしています。また、北海道、神奈川県、沖縄県などもそれぞれ独自支援策を明らかにしています。

しかし、新潟県を初め各地方公共団体による独自の支援策の対象や期間も残念ながら限定的です。各世帯は、居住の継続、転居、帰還を含む重い選択に迫られ、継続する場合でも複雑な手続に追われています。借家、借間の契約の切りかえも必ずしも円滑には進んでおらず、避難者からの聞き取りによれば、家主、不動産業者から避難者にとっては困難な条件を課される事例もあるとのこと。

「原発事故子ども・被災者支援法（以下支援法）」は、被災者一人ひとりが「居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還」について「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援」することをうたっています。避難者への住宅支援は、本来、この支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度の確立が必要です。

そこで本市議会は、国と福島県、新潟県に対し、以下を求めるものです。

記

- 1 避難者の民間家賃住宅の契約の切りかえや4月以降の居住が円滑に進むよう、家主、不動産業者への要請も含め支援すること。
- 1 住宅支援策の対象、期間、内容を拡充すること。
- 1 制度の対象、対象外にかかわらず、避難者の声を真摯に聞きながら、今後も可能な限り適切な支援策を講じること。
- 1 支援法に基づき、改めて抜本的、継続的な住宅支援が可能な制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月22日

新潟市議会議長
高橋三義

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
復興大臣
福島県知事
新潟県知事

} 宛て